

## 韓国知的財産ニュース 2012年9月後期

(No. 231)

発行年月日：2012年10月16日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

※このニュースは、9月16日から30日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 「特許協力条約による国際出願手数料の金額及び納付の要領」改正趣旨及び主要内容(9.17)
- 1-2 デザイン保護法の施行規則一部改正令(9.20)
- 1-3 実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告(9.27)
- 1-4 特許法施行規則一部改正令案(9.27)
- 1-5 特許法施行令の一部改正令案(9.27)

#### 関係機関の動き

- 2-1 知財委、国際標準特許の確保に総力(9.17)
- 2-2 デザイン保護法の全部改正について公聴会を開催(9.19)
- 2-3 特許庁長、特許顧客相談センターを一日体験(9.25)
- 2-4 著作権環境を計量化する(9.26)
- 2-5 知識経済部所管の政府系研究機関の特許維持費用が技術料収入の4割に  
(9.28)
- 2-6 国際知財権紛争の対応に向け、オーダーメイド型支援を推進(9.28)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 ITCも…米国は保護貿易主義に傾いているのか(9.17)
- 3-2 サムスン対アップルの特許攻防、米国ではアップルに有利な判決が続く  
(9.17)
- 3-3 サムスン電子、「アップルの角丸の特許を侵害していない」直接解明(9.19)
- 3-4 SKハイニックス、米国特許訴訟でラムバスへの勝訴可能性高まった  
(9.23)

- 3-5 サムスン、欧州でまた「意味のある勝訴」(9.24)
- 3-6 ソーシャルコマース4大社、また模倣品販売？(9.24)
- 3-7 陪審員の評決に過ち？単純ミスでは済まされない(9.24)
- 3-8 サムスン電子、米国裁判所に JMOL 申請(9.24)
- 3-9 知的財産権の管理インフラ構築が求められる(9.26)
- 3-10 サムスン、米陪審員長の違法行為に我慢できず、結局…(9.26)
- 3-11 サムソン、ドイツでも勝利できる？雰囲気は…(9.26)
- 3-12 LG ディスプレイ「ギャラクシーS3 など5つの製品が特許を侵害」(9.27)
- 3-13 LGD、「OLED 技術紛争」攻勢を転換…理由は？(9.28)

## デザイン (意匠)、商標動向

今号はございません。

## その他一般

- 5-1 未来の生活基盤になる海、環境型養殖技術がカギ(9.17)
- 5-2 サムスン電子、米国の企業向けスマートフォン市場でアップルを狙う  
(9.17)
- 5-3 “大切な目” 機能性眼鏡で！(9.18)
- 5-4 アップルのタブレット PC 向け LCD、サムスンからの供給量 76%減少(9.21)
- 5-5 政府系研究機関の特許 84%が「未活用」(9.24)
- 5-6 幹細胞！肌の救世主？(9.24)
- 5-7 中国の特許出願件数の逆伸張、対応策が急がれる(9.25)
- 5-8 知的財産権の管理インフラ構築が求められる(9.26)
- 5-9 超音波映像診断機器、国内技術でスマート化を早める(9.26)
- 5-10 今年に入って韓国特許の英文抄録の外国人利用者が急増(9.27)

## 法律、制度関連

### 1-1 「特許協力条約による国際出願手数料の金額及び納付の要領」

#### 改正趣旨及び主要内容

韓国特許庁(2012.9.17)

#### 1. 改正の趣旨

特許協力条約の規則(Regulations under the PCT)第 15.2(d)及び第 57.2(d)と、それに基づいた国際特許協力同盟の総会の指針により、世界知的所有権機関(WIPO)が為替変

動に応じて新たに調整したウォン金額の国際調査料(日本)を知らせるためである。

## 2. 主要内容

### ○ 調査料

<日本特許庁>

- (現行)KRW 957,000 → (改正)KRW 1,031,000(↑74,000)

## 3. 経過規定

PCT 関連規定により、改正告示の施行日以前に行なわれた国際出願についての手数料は、従来の金額を納付することにする(ただし、取扱料は、納付日に適用される金額とする)。

4. 施行日：2012年10月1日

## 1-2 デザイン保護法の施行規則一部改正令

韓国特許庁(2012.9.20)

### 1. 改正理由

個人情報保護及び管理を強化するため、電子文書を利用する際に公認認定書の使用を義務化し、包括委任状をオンライン又は電子的な媒体に収録して提出する際の偽造・変造を防止するため、委任者が電子証明を行なうようにし、また、デザイン登録書の書式を主要先進国の基準に合わせるため、記載事項に発給機関長の姓名を追加し、出願人の利便性を向上するため、3D 図面の提出時に許容されるファイル方式を追加する一方、その他の現行制度の運営上の問題点を改善・補完する。

### 2. 主な内容

イ. 電子文章を利用する時、電子署名のために公認認定書を使用するよう、認定体系を見直す(第4条の9、第4条の10、第4条の12改正)。

ロ. 包括委任状をオンラインで提出、若しくは電子的な媒体に収録して提出する時、委任者が公認認定書を使用して電子証明を行なった形で作成するよう見直す(第1条の7端緒、第4条の2第5項の新設)。

ハ. デザイン説明の記載事項の変更(別表2改正)

1) 「物品の混用についての説明」、「デザインの転用についての説明」は、その性格上、デザインの説明が不要であるため、削除

2) デザイン説明の記載事項のうち、「動的デザインについての説明」の記載方式を具体化

3) 土木建築用品であって、量産及び運搬の可能性についての説明が必要な場合、これをデザインの説明に記載

ニ. デザイン 3D 図面の作成・提出時に使用可能なファイル形式に 3DM(3 Dimensional Modeling) 追加(別紙第1号、第2号、第3号、第4号、第9行の様式の改正)

1-3 実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2012.9.27)

1. 改正理由及び主要内容

核酸塩基配列などを含む実用新案登録出願と関連した書類提出規定を明確にし、実用新案登録書の書式下段に発給機関長の名称を記載し、米国、日本などの主要国と同一にするなど、現行制度の運営上の問題を改善・補完するため。

2. 意見提出

実用新案法施行規則の一部改正令案についてご意見のある団体又は個人は、2012年11月12日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照:特許審査政策課長)に提出してください。立法予告案の全文は特許庁のホームページ(<http://www.kipo.go.kr>)で確認できます。

1-4 特許法施行規則一部改正令案

韓国特許庁(2012.9.27)

1. 改正理由及び主要内容

包括委任状の偽造・変造を防止するため、電子署名を適用した包括委任登録申請制度を導入し、核酸塩基配列を含む特許出願と関連した書類の提出規定を明確にし、特許証の書式下段に発給機関長の名称を記載して米国、日本などの主要国と同一にし、米国特許法の改正により「国際協力条約」規則による国際出願の出願書の書式が改正されたことを受け、それを反映する一方、その他の現行制度の運営上の問題を改善・補完するため。

2. 意見提出

特許法施行規則の一部改正令案についてご意見のある団体又は個人は、2012年11月12日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照:特許審査政策課長)に提出してください。立法予告案の全文は特許庁のホームページ(<http://www.kipo.go.kr>)で確認できます。

1-5 特許法施行令の一部改正令案

韓国特許庁(2012.9.27)

1. 議決の注文

特許法施行令の一部改正令案を別紙のとおり議決する。

2. 提案の理由及び主要内容

特許庁長が「特許権存続期間の延長制度の運営に関する規定」(特許庁告示第 2009-18 号)に告示していた「許可などによる特許権存続期間の延長登録対象の発明」に関する規定を反映し、延長登録対象の発明の法的根拠を明確にし、公務員の開放型職位などの対象の拡大に反映するため、関連規制を整備する。

(ジェトロ注:韓国特許庁に確認したところ、特許庁告示第 2009-18 は、先の 8 月 23 日に改正され、同 2012-17 となっている。)

### 3. 主要討議課題

無し

### 4. 本文

特許法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 7 条各号以外の部分のうち、「次」を「化学構造や本質造成が全く新しい新物質について、最初に許可を受けるか登録を受けた後」にする。

(ジェトロ注:韓国特許庁に確認したところ、これまでの審査運用を明確化したもので、実務上変更はないとのこと。)

第 8 条第 2 項 各号外の部分にただし書を次のとおり新設する。

ただし、「国家公務員法」第 28 条の 4 第 1 項による開放型職位に指定された審判官になることができる者は、同法第 28 条の 4 第 2 項による職務遂行要件を備えた者とし、同法第 28 条の 5 第 1 項による公募職位に指定された審判官になることができる者は、同法第 28 条の 5 第 2 項による職務遂行要件を備えた者とする。

第 8 条第 3 項の各号外の部分のうち、ただし書を次のとおりにする。

ただし、「国家公務員法」第 28 条の 4 第 1 項による開放型職位に指定された審判長になることができる者は、同法第 28 条の 4 第 2 項による職務遂行要件を備えた者とし、同法第 28 条の 5 第 1 項による公募職位に指定された審判長になることができる者は、同法第 28 条の 5 第 2 項による職務遂行要件を備えた者とする。

### 付則

第 1 条(施行日)この令は、2013 年 3 月 1 日から施行する。

第 2 条(許可などにともなう特許権存続期間の延長登録出願対象の発明に関する適用例)第 7 条の改正規定は、この令の施行後、許可などによる特許権存続期間の延長登録出願から適用する。

## 関係機関の動き

### 2-1 知財委、国際標準特許の確保に総力

電子新聞(2012. 9. 17)

韓国政府は、3. 5%にとどまっている国際標準特許の確保割合を 5 年以内に 5%にまで

拡大するという目標を掲げた。人材育成を含めた総合支援対策も確立して年末に発表する計画だ。韓国の国際標準特許の確保が特許大国と比較して、非常に低い水準であり、今後巨額のロイヤルティの負担につながりかねないという警告に対する後続措置だ。

大統領直属の国家知識財産委員会は、先月末ベースで 3.5%の国際標準特許のシェア率を 2016 年まで 5.0%まで高めるために民間支援政策の確立に乗り出したと 16 日に発表した。3.5%とは、△国際標準化機構 (ISO) △国際電気標準会議 (IEC) △国際標準化機構 (ISO) と国際電気標準会議 (IEC) の第一合同技術委員会 (JTC1) △国際電気通信連合の電気通信標準化部門 (ITU-T) △国際電気通信連合の無線通信部門 (ITU-R) の 5 機関で韓国が確保した恭順特許の平均割合だ。韓国は ISO3 件、IEC34 件、JTC1 に 155 件、ITU-T75 件、ITU-R34 件など、合計 301 件の標準特許を確保した。5 機関の昨年末全体の標準特許は 8703 件だ。技術競争国である米国と日本は、6 月末現在 ISO にそれぞれ 142 件(米国)、273 件(日本)、IEC にそれぞれ 974 件(米国)、172 件(日本)の標準特許を保有している。

韓国政府は、対策の確立に先立ち、政策研究を開始した。標準特許の確保は、産業・研究・学会が長期間の間、自発的な取り組みが求められるだけに、政府の支援が世界貿易機関(WTO)の自由貿易協定(FTA)に違反しないかなどを検討する。標準特許を増やしていくため、韓国が強みとしている戦略特許の分析も行なわれる。企業・大学・研究会が国際学会に持続的に参加してメンバーを説得できるよう、人材や出張費などの費用も支援する方針だ。大企業で標準特許の確保に関する経験やノウハウを積んだ人材が中小・中堅企業で活躍できる方策も検討する。弁理士などの専門家を対象に標準特許教育も推進する。

業界では、標準特許の確保のためには、特許分野の国の地位を高めることが重要だと主張する。イディリサーチのソ・ジュウォン社長は、「標準特許は、実は国同士のパワー争いで決まる。技術も重要だが、市場をリードする企業を国が支援することが肝心だ。」とコメントした。国家知識財産委員会の知識財産戦略企画団のコ・ギソク団長は、「汎用性があり、技術性が優れている特許が国際標準特許になれるよう、支援を強化していきたい。」と強調した。

<キム・ジュンベ記者>

## 2-2 デザイン保護法の全部改正について公聴会を開催

韓国特許庁(2012.9.19)

国内外のデザイン産業環境の変化に応じるため、アイコン画像、ロゴなどのグラフィックデザインをデザイン権として保護し、韓国の国民が海外でデザイン権を簡単に獲得できるよう、デザイン国際出願制度が導入されるなど、デザイン保護法が 1990 年全部改正以降、22 年ぶりに全面的に改変される。

デザイン保護法は、1961 年 12 月 31 日に意匠法 (現在のデザイン保護法) 改正以降、

35 回も部分改正され、202 の条文のうち、枝条が全体の 56% の 113 に達しており、法律の内容が難しいため、一般国民が法律を理解することが困難となっていた。

これを受け、韓国特許庁は、国民に分かり易い法令に見直し、これまで議論されてきた立法需要を反映した改正案について、2012 年 9 月 21 日（金曜日）午後 4 時に韓国知識財産センターの国際会議室にて「デザイン保護法の全部改正公聴会」を開催した。

今回の公聴会では、個人及び企業、知的財産権分野の団体及び弁理士など、多様な関係者が参加し、改正案について、韓国特許庁による主な内容の説明、専門家の意見発表、参加者の質疑応答の運びで進められる。

商標デザイン審査局のイ・ジュンソク局長は、「最近、国際的に大きな紛争となっている' スマートフォンのグラフィックユーザー・インタフェース (GUI) '、' アイコン画像'、' ロゴ' など、2 次元のグラフィックデザインをデザイン権として保護することが至急であることを議論し、全部改正案について、デザイン分野の専門家や関連団体から意見を聴取するために公聴会を開催する。関係者の参加をお願いしたい。」と述べた。

デザイン保護法の全部改正法律案は、今回の公聴会で議論された内容と、立法予告期間中（2012.9. 5～10.15）に提出された意見を総合し、関連部署と協議して法制処に審査を依頼する予定だ。

### < 推進の経過 >

関係部署の意見問い合わせ	立法予告	法制処による審査	次官・国务会議
2012. 6. 28～7. 9 (産業財産委員会 12. 6. 20)	2012. 9. 5～10. 15 (規制、性別、腐敗、 統計)	2012. 10. 16～11	2012. 11 に予定

### 2-3 特許庁長、特許顧客相談センターを一日体験

韓国特許庁(2012. 9. 25)

韓国特許庁のキム・ホウォン庁長は、9 月 24 日、韓国特許庁 15 層に位置している「特許顧客相談センター」を訪問し、一日相談員体験を実施した。

キム庁長は、この場で、特許顧客と相談員間の電話を聴取し、「特許顧客の相談員は、単なる相談だけでなく、顧客のヘルパーになってほしい。」と呼びかけ、「韓国特許庁は、現場の意見を直ちに政策に反映していくきめ細かな特許行政サービスを実施してく構えだ。」と述べた。

相談サービスに合わせて特許顧客の意見反映と利便性の向上に向け、サービスの強化にも乗り出している。

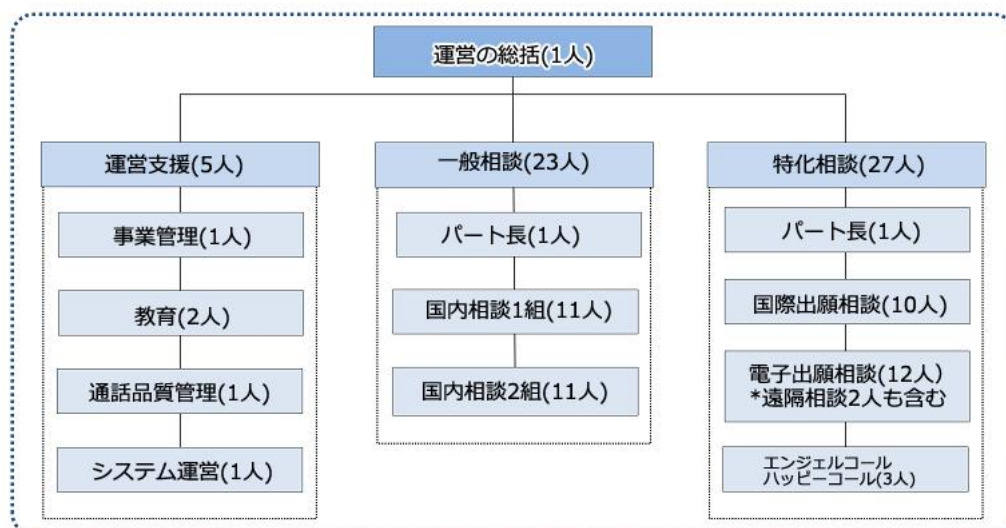
妥当性のある請願に対しては、出願、登録、審査、審判など、8 つの業務領域を分離し、担当部署の検討を経て政策に反映し、その結果を顧客にお知らせする。

電子出願で困っている顧客がスムーズに出願を行なえるよう、「電子出願の案内画像」を製作し、10月から韓国特許庁電子出願システムの「特許路」にアップロードする計画だ。(＊電子出願率：98%(2012年6月ベース))

これに先立ち、電子出願関連の相談需要に対応するため、今年から特許顧客相談センターに「電子出願専門パート」を運営しており、電子出願を行う際にPCのエラーが発生した出願人を配慮し、「PC遠隔支援組」を拡充した。「PC遠隔支援組」とは、出願書の作成など、電話では案内が難しい場合、相談員が顧客のPCに直接リンクして画面を見ながら1対1で相談するサービスだ。

一方、今年で10年目を迎える特許顧客相談センターは、韓国能率協会コンサルティングが主管するコールセンター品質指数(KSQI)で、韓国特許庁の代表電話相談窓口として、8年(05～12年)連続優秀機関に選定された。

＜添付1＞組織の構成：合計56人



## 2-4 著作権環境を計量化する

韓国著作権委員会(2012.9.26)

文化体育観光部と韓国著作権委員会は、著作権の創出から活用、保護に至る著作権関連の統計情報を収集・加工し、体系的にまとめた『著作権統計』を発刊した。

これまで、著作権分野で出された統計情報は、違法コピー及び侵害の規模や著作権の紛争事例など、一部の限定された統計資料で、政策の実績や事業実績などの1次的な基礎統計が主流となっていた。

グローバル創造経済の競争が激しさを増しているなか、韓国の著作権産業の競争力を確保するためには、著作権関連の研究及び政策の確立に有効に利用できる立体的な統計情報の収集と管理・蓄積が非常に重要となっている。



これを受け、文化体育観光部と韓国著作権委員会は、2011年から著作権統計情報の基盤構築及び体系化事業を進め、産官学で必要な情報と既に出されている統計情報を調査し、計量情報分析基盤である著作権統計集を発刊した。

今回に発行された統計集は、著作権の創出、活用、保護など、循環の段階別に分けて各分野の実態が把握できるように構成されている。

第1章では、著作物の種類別著作権登録の現状や教育機関別の創作人材の輩出現状、そして創作者の創作環境など、著作物の創作分野の現状を表す統計情報が収録されている。

第2章では、デジタル著作権取引のインフラであるデジタル著作権取引所の現状や著作権の流通において非常に重要な役割を果たしている著作権信託団体や代理仲介業の著作権管理規模、徴収・分配及び手数料の現状などに関する統計情報を提供している。

第3章では、違法コピーによる侵害及び官民の取締り現状、著作権侵害に対する司法処理及び行政処分の現状、著作権保護に向けた教育など、国内外の著作権保護活動に関する統計情報を示している。

第4章では、マクロ経済的な観点から見た韓国の著作権産業の生産額、付加価値、雇用など、著作権産業の規模と経済への貢献度を表す統計情報を収録している。

第5章では、共有著作物のDB構築および利用やSW寄託の現状、著作権の法廷許諾、紛争の調整及び鑑定など、著作権の公正な利用を表す統計情報を収録している。

今回の統計集では、特に、著作権の流通において重要な役割を果たしている委託管理会社の信託管理団体と代理仲介会社の著作権使用料の徴収、分配、手数料及び団体(会社)の関連状況を総合的にまとめ、公式的には初めて発表するというところに大きな意味がある。

『著作権統計』は、文化体育観光部の著作権政策官室、WIPO、文化観光研究院、著作権保護センター、大検察庁、教育科学技術部、統計庁、韓国銀行、大中小企業協力財団など、国内外の関連機関が保有している著作権関連の統計情報を収集・加工した統計集だ。

『著作権統計』は、著作権に関する政策立案者や従事者にとどまらず、分課産業や経済研究家、法制研究家など、産官学研の関係者に著作権政策の確立と、産業の現状把握から流れの分析、新しい事実と価値を創出につながる基礎的な資料として活用されることと期待されている。

文化体育観光部と韓国著作権委員会は、毎年2回以上、上半期と下半期に統計集を電子書籍と印刷書籍の形で発行しており、統計集利用の利便性を向上し、アプローチを容易にするため、韓国著作権委員会のホームページ([www.copyright.or.kr](http://www.copyright.or.kr))にアクセスすれば無料でダウンロードできる。

(統計については、ジェトロ HP(<http://www.jetro-ipr.or.kr>)をご覧ください。)

## 2-5 知識経済部所管の政府系研究機関の特許維持費用が技術料収入の4割に

デジタルタイムズ(2012.9.28)

知識経済部所管の政府系研究機関 14 か所の 2011 年度技術料収入の 4 割に達する費用が特許維持費用に支出されたことが明らかになった。

28 日の国会知識経済委員会のチョン・ハジン議員(セヌリ党)が韓国特許庁と産業技術研究会から提出された資料によると、2011 年に知識経済部所管の 14 か所の政府系研究機関が技術料の総収入(562 億)の 4 割に達する 231 億ウォンを特許出願・登録・維持などに使用したと集計された。

特に、韓国地質資源研究院は、昨年得た技術料の収入(4 億 8500 万ウォン)より 2 億 7000 万ウォンも多い 7 億 5900 万ウォンを特許の維持費用として支払うなど、特許活用にも後ろ向きであることが示された。

売却に難航している安全性評価研究所と韓国食品研究院付設の世界キムチ研究所は、昨年の技術料収入が全くない状況で、保有している特許維持費用にそれぞれ 1700 万ウォン、400 万ウォンを支出する非生産的な構造となっていた。

さらに、韓国電子通信研究院(ETRI)付設研究機関である国家保安技術研究所は、14 か所のうち、技術料の収入が皆無だった安全性評価研究所とキムチ研究所を除き、最も低い技術料収入(3 億 3100 万ウォン)にとどまったほか、特許維持費用も 2 億 3200 万ウォンを支出するなど、産業界と市場の需要に合わせた特許創出には、不十分であることが分かった。

チョン・ハジン議員は、「特許維持費用が技術料の収入により高いのは、産業界などの市場で活用に値する特許がないことを意味し、主に応用技術を研究する政府系研究機関であるだけに、市場でその価値が認められるような強い特許の創出により力を入れるべきである。」とコメントした。

<イ・ジュンギ記者>

## 2-6 国際知財権紛争の対応に向け、オーダーメイド型支援を推進

韓国特許庁(2012.9.28)

- ▶ 紛争の段階別(平時→警告→対応)に合わせた支援
- ▶ 政府レベルの支援体制を構築し、事前に紛争を予防

韓国政府は、9 月 28 日にキム・ファンシク 国務総理の主宰で開かれた第 127 回国家政策調整会議で「国際知的財産権の紛争動向及び対応策」を関係部署で合同し想定・確定した。

国際的な時財権紛争が米国にとどまらず、中国、欧州地域にまで拡大すると予想され

ているなか、大企業から中小企業にまでその対象になることが懸念されており、政府と企業の知財権管理の体制を見直し、被害防止に向けて政府レベルの対策を策定したと発表した。

今回の対策は、需要者の視点から知財権の紛争状況を「平時－警告－対応」の段階に分け、体系的な支援対策を確立し、紛争の可能性が高いとされる企業を選定して集中的に支援する紛争予防に重点が置かれている。

## 1 需要者に合わせた紛争の段階別対応支援

- 紛争の兆候がまだ見えない平時段階
  - 紛争に備えた準備を徹底し、実際に紛争が起きた場合に被害を最小限化できるよう支援する対策であり、
  - 企業の CEO 対象のフォーラム開催、知財権の融合・複合（特許＋商標＋デザイン）戦略などのポートフォリオ構築の支援、中小企業の知財権人材の雇用補助金支給など
- 紛争の兆候が現れた紛争警告段階
  - 紛争発生の直前や同種・類似競合会社に紛争が発生した場合、該当の中小・中堅企業を集中支援する段階
  - 紛争予防のコンサルタント優先実施、訴訟保険への加入を促し、企業同士の協議体を構成して紛争経験の共有及び共同対応を促すなど
  - 同施策を体系的に支援するために韓国知識財産保護協会内に知財権紛争対応センター（仮称）を設置
- 実際に紛争が発生した紛争対応段階
  - 標準マニュアルを通じ、対応の要領案内や海外における代理人情報 DB を構築・提供、米国など国別の訴訟過程で必要な情報も提供

## 2 知財権の紛争対応基盤を構築

- 政府レベルでの対応を強化するため、国家知識財産委員会が参加した保護専門委員会による合同会議を運営
  - デザイン保護強化など、国内制度のグローバルスタンダード化を推進
- キム・ファンシク 国務総理は、「知的財産権の問題は、企業の生き残りの問題を越え、国の競争力においても重要な要素として浮上している。国レベルで体系的かつ戦略的な対応策を講じていく必要がある。」と強調した。

### 模倣品関連及び知的財産権紛争

#### 3-1 ITC も…米国は保護貿易主義に傾いているのか

デジタルタイムズ(2012.9.17)

米国の陪審員の評決に続き、米国国際貿易委員会 (ITC) までアップルに軍配をあげ、米国の保護貿易主義への議論がさらに高まっている。

米国時間の 14 日、ITC は、サムスン電子がアップルを相手に提起した輸入差し止め申請についての予備判決で、「アップルが違反している事項はない」という決定を下した。サムスン電子は、昨年 8 月、アップルの製品が自社の特許 4 件を侵害したとして 아이폰、アイポッド、アイパッドに対し、米国内の輸入差し止めを要請した。

サムスン電子が侵害を主張した 4 件の特許は、△CDMA モバイル通信システムからエンコード/デコード伝送様式の混合指標△パケットデータ伝送を支援するモバイル通信システムにおいて関連性の高いデータを送受信する方式△スマートフォンのダイヤル方式△デジタル文書ファイルの起動及び閲覧のためのユーザー・インターフェース (UI) と方式などの 4 件だ。このうち 2 件は、標準特許で CDMA からの伝送形式特許と安定的にデータを送受信できる技術特許が含まれている。

ITC 委員の 6 人が下す最終判決は来年の 1 月頃だ。最近、モトローラがアップルを相手に提起した販売差し止め申請について、ITC が最終判決で予備判決を覆した例があったが、非常に例外的なことであり、予備判決が覆されるケースはゼロに近い。特にアップルがサムスンに提起した輸入差し止め要請についての 10 月の判決で、アップルに軍配を上げるのではないかという懸念も浮上している。

専門家は、ITC が今年に起きた国際貿易紛争について、自国企業に有利な判決を下し続けてきたことを踏まえると、今回の判決も「保護貿易主義の色合いが強い判決」だと批判した。特に、米国では大統領選挙を控えており、サムスンとアップルの特許訴訟絡みで保護貿易主義が度を増しているという指摘だ。

実際に、米国現地では、低迷している米国経済を上昇基調に転換させる数少ない企業の 1 つとしてアップルが挙げられている。米国の CNN マネーは、 아이폰 5 が 3 カ月で 4500 万台を販売するという見通しを示し、JP モルガンは、 아이폰 5 が米国の第 4 四半期における GDP を最大 0.5% ポイント上昇させると大きく期待している。このように、アップルの復活が米国の経済に少なからぬ影響を与えているだけに、しばらくはサムスンとアップルの特許訴訟で、米国の保護貿易主義が影を落とすと分析されている。

特に、最近 ITC は、今月初めに、ヒュンダイ重工業やヒョソンなどの韓国企業が輸出している超高压変圧器について最高 29% のアンチダンピング関税を科しているほか、米国の常務部は、昨年韓国から韓国の電子業界にダンピング判定を下し、自国企業ワールプールを陰で支援している。

<キム・ユジョン記者>

3-2 サムスン対アップルの特許攻防、米国ではアップルに有利な判決が続く

電子新聞(2012.9.17)

米国では、裁判所に続き、行政機関もアップルがサムスン電子の通信特許を侵害していないという予備判決を下した。米国が自国企業に有利な判決を下したことで、サムスン電子の特許戦略は全面的な修正を余儀なくされている。

米国国際貿易委員会 (ITC) は、14 日、サムスン電子がアップルを相手に提起した米国内の IT 端末輸入差し止めの要請について、特許を侵害していないという予備判決を下した。

ITC のジェームズ・ギルデア行政裁判官は、ITC のホームページにてサムスン電子が侵害だと主張した 4 件の特許を挙げ、アップルが特許規定を違反した事実はないと公知した。

サムスン電子は、昨年 6 月にアップルがデータ変換、音楽データ保存などの 4 件の特許を侵害したとしてアイフォン、アイポッド、アイパッドの米国内の輸入差し止めを ITC に申請した。アップルが米国企業ではあるが、主な商品を海外で生産しているため、輸入差し止めとなれば、自国市場での事業が不可能になる。

アップルのこれに対抗し、サムスン電子が自社の特許を侵害したとして昨年 7 月に訴訟を提起した。アップルの提訴についての ITC の予備判決は、早ければ来月に出される。

サムスン電子は ITC の予備判決を受け、「最終判決で ITC が我々の主張を確認することと確信している。」とコメントした。ITC は、追加調査と意見聴取を経て来年の初めに最終判決を下す。

これまでの事例を踏まえると、特別な事情がない限り、予備判決が覆る可能性はないと見られる。そのうえ、ギルデア裁判官は、ホームページに「(サムスン電子が問題を提起した) 4 件の特許を活用している国内(米国)産業は存在していない。」とまで述べている。

最終判決もアップルに有利な結果になれば、サムスン電子は特許戦略を見直さなければならなくなる。これまではデザインと独創さを強調するアップルに、客観的に立証可能な通信特許で対抗してきた。

結果は芳しくない。先月、米国の裁判所が陪審員評決でアップルに軍配を上げたうえ、通商問題を取り扱う ITC でもアップルに有利な結果が出されたのだ。

米国が自国企業を支援するため、保護貿易主義を強化しているという非難が提起されている。事実がどうであれ、米国においてはサムスン電子の通信特許カードが利かなかった結果となった。

チェジョングク国際特許法律事務所のチョン・ウソン弁理士は、「陪審員の評決に続き、ITC の予備判決でも不利な立場となったサムスン電子としては、訴訟の勝敗が市場に与え得る影響を最小限にとどめることが重要だ。これからは新しい訴訟を提起するより、控訴に集中して訴訟の規模を縮小していくのも一つの方法になるだろう。」と述べた。

<イ・ホジュン記者、キム・インスン記者>

3-3 サムスン電子、「アップルの角丸の特許を侵害していない」直接解明

電子新聞(2012.9.19)

サムスン電子がアップルとの特許訴訟の結果の不当さを直接説明した。

サムスン電子は、18日、自社の公式ブログ「サムスン・トゥモロー (tomorrow)」で「ギャラクシーをめぐる誤解と真実」というタイトルで掲載された。

まず、サムスン電子は、角丸長方形がアップル固有のものだという米国陪審員の評決に反論した。

サムスン電子によると、 아이폰の角丸長方形とガラス表面、ブラックの背景を包む D' 087 特許は、2007年7月に出願、2009年5月に獲得したが、サムスン電子の F700 のデザイン特許は、2006年12月に出願、2007年11月に発売されたと主張した。これは、 아이폰より6ヵ月以上も先に出されており、 아이폰が初めて公開された2007年1月よりも先に行なわれたという説明だ。

また、サムスン電子は、自社の MP3 プレイヤー「YP-Q3」と「YP-25」を例に挙げ、 아이폰4から適用された丸い角、メタルフレームについても説明した。

아이폰4が2010年6月に発売されたが、YP-Q3は、それより早い2010年4月に意匠出願した。ただ、その発売は同年の9月だ。YP-Z5は、発売も2006年2月で、 아이폰4より発売時期が早い。

<キム・ユジョン記者>

3-4 SK ハイニックス、米国特許訴訟でラムバスへの勝訴可能性高まった

デジタルタイムズ(2012.9.23)

米国の裁判所で行なわれている SK ハイニックスとラムバス (Rambus) の特許侵害訴訟で、SK が有利な局面を迎えた。原審の判決が覆されたことで、SK ハイニックスが支払う損害賠償金も大幅軽減するとみられている。

23日のブルームバーグ通信などの外国メディアと SK ハイニックスによると、米国時間の21日、米カリフォルニア州の北部地方裁判所は、SK ハイニックスとラムバス間の特許侵害訴訟の破棄差戻し裁判で、従来の判決を覆し、ラムバスが悪意的に違法な証拠廃棄を行なったと言いつ渡した。

これを受け、裁判所は、相応する合理的かつ非差別的 (RAND・Reasonable&Non-Discriminatory) なロイヤルティ条件についての両社の意見を書面で10月中に提出することを命じた。

2000年8月に始まった訴訟で、カリフォルニア州北部地裁は、2009年3月に SK ハイニックスがラムバスの特許を侵害したとして、3億9700万ドルの損害賠償金と米国にお

ける今後の売上についての経常ロイヤルティの支払いを命じた。

しかし、昨年5月、SK ハイニックスの控訴で行なわれた控訴裁判で米国連邦高等控訴裁判所は、原審の判決を破棄差戻した。ラムバスが違法に証拠資料を破棄したかとともに、こうしたラムバスの行為が悪意的だったか、それにより SK ハイニックスの防御権に影響が与えられたかなどを判断し、適切な救済手段を決めるためのものだった。今回の決定は、当時の判決に従うものだ。

SK ハイニックスは、今回の決定に歓迎の意を表し、残っている訴訟手続きにも最善を尽くしたいとコメントした。損害賠償金も積立の貸倒引当金で支払いできると予想している。

関係者は、「合理的かつ非差別的なロイヤルティ条件は、インフィニオンやエルピーダ、サムスン電子がラムバスに支払っているロイヤルティ条件をベースに決められる。SK ハイニックスの損害賠償金は、原審より大幅軽減され、SK ハイニックスのバランスシートにマイナスの影響は与えない。」と説明した。

一方、SK ハイニックスは2月に、ラムバスが提起した反独占訴訟でも勝訴した。現在、ラムバスの控訴で控訴手続きが行なわれており、控訴審では、法理条に優位にある SK ハイニックスの主張が認められる可能性が高いものと判断している。

<イ・ホンソク記者>

### 3-5 サムスン、欧州でまた「意味のある勝訴」

デジタルタイムズ(2012. 9. 24)

サムスン電子が日本に続き、ドイツのマンハイム裁判所でも意味のある勝利をおさめた。両社のホームグラウンドではない地域、欧州でアップルの特許権が1件も認められなかったことで、今後の訴訟への影響に注目が集まっている。

マンハイム裁判所は、21日、アップルがサムスン電子のギャラクシーシリーズを相手に提起した6件の特許侵害本案訴訟のうち、5番目の「マルチ入力方式に関する特許」について侵害していないと言い渡した。

これで、アップルは、ドイツの裁判所に提起した本案訴訟については、1件の特許も認められなかった。アップルは、ドイツでサムスン電子を相手に全て6件の特許訴訟を提訴していた。その6件のうち1件の「ロック解除」特許は認められず、残りの4件の判決は、サムスンがドイツの特許庁に提起した特許無効審判の結果が出るまで自動的に留保されている。

これに先立ち、マンハイム裁判所は、3月にサムスン電子が侵害を主張する通信特許3件全てについてもアップルが特許を侵害していないと判決した。つまり、原審では「引き分け」の結果となった。

しかし、今回の判決は、アップルに一方的な勝利を認めた米国と、両社の特許侵害を認めながらサムスンに有利な判決を下した韓国とは相反する結果ということで注目され

る。両社と直接の利害関係のないドイツ裁判所では、標準技術と関連した排他的な特許使用について両社ともに認めなかった。ドイツは、欧州の知的財産権と法律の中心地として「大陸法」に基づいており、同様に大陸法を採択している欧州国にも影響を及ぼす可能性が高いとされる。

先月、日本裁判所に続いて欧州まで、理解当事者でない国の裁判所では、両社の判決を認めない判決が出され、米国と韓国が自国に有利な「ナショナリズムの判決」を下したという見方が広がっている。特に、陪審員が「角丸長方形」デザインと「マルチタッチ技術」など、標準技術についても最も幅広い特許を認め、10億ドル(1兆2000億ウォン)という一方的な評決を下したことに對し、専門性の議論も拡大するとみられる。

先月31日、東京地裁は、アップルが「メディアプレイヤーコンテンツとパソコンの情報を同期化する方式」に関する特許をサムスン電子が侵害したとして提起した特許侵害及び損害賠償請求訴訟で原告敗訴判決を下し、サムスンに軍配を上げた。

サムスン電子は、「今回の判決は、アップルの知的財産権を侵害していないことをはっきり示した判決だ。これからもドイツ市場に革新的な製品と技術を提供する一方、モバイル業界の発展にも貢献していきたい。」とコメントした。

<パク・チソン記者>

### 3-6 ソーシャルコマース4大社、また模倣品販売？

デジタルタイムズ(2012.9.24)

Coupage、チケット・モンスター、WeMakePriceなどの韓国ソーシャルコマース大手4社が模倣品を販売していたことが明らかになり、模倣品販売の問題が再び話題になっている。

23日の業界は、CoupageやWeMakePriceなどのソーシャルコマースが20日、韓国公正取引員会から現場調査を受けたことを明らかにした。韓国公取委は、ソーシャルコマース会社が模倣品を販売し、電子商取引消費者保護法を違反したかどうかを調査している。

公取委関係者は、「被害に遭った消費者の苦情が相次いでいる。模倣品を販売したかどうかについて取引の内容を調査している。」とコメントした。

CoupageやWeMakePriceの関係者は、「公取委の調査について言えることはない。ただ、調査には誠実に応じ、模倣品商品関連の補償は済んでいる。」と述べた。

今回問題となった商品は、トレーディングパートナーズという輸入業者から納品・販売した「アルティ毛穴ブラッシュ」で、模倣品であることが明らかになった。ソーシャルコマース4社は、「トレーディングパートナーズとは、昨年にも取引を行ない、当時には全てが真正品だったため、今回も疑わず販売していた。」と解明した。

現在、Coupage、チケット・モンスター、WeMakePriceは、当商品の購入者に各会社の基準に基づいて払い戻しと補償を完了したという。



ソーシャルコマースにおける模倣品問題は、昨年にも大きな話題となり、同じ問題が繰り返されたことで、ソーシャルコマースの信頼は失墜したという声があがっている。大手4社は、2月に公取委と「消費者保護における自主的な遵守ガイドライン」協約を結び、内部品質検査を強化すると派手に宣伝していたが、結局、看板倒れに終わった。

Coupang の場合、スーツケースやブーツなど、今年ですでに3件以上の模倣品を販売していたことが問題になった。一方、グルーポンは、模倣品であることを知りながらヘア関連商品を販売したことが発覚され、消費者からの非難が相次いだ。WeMakePrice も、スニーカー、衣類、化粧品などの模倣品を販売し、今年もソーシャルコマースの模倣品販売が問題となっていた。4社は、模倣品販売が問題になる度、「徹底的な事前検証や素早い事後補償の処理で信頼を回復し、顧客の満足を高めていくために一層取り組んでいきたい。」という答えを繰り返している。

<ユ・ジョンヒョン記者>

### 3-7 陪審員の評決に過ち？単純ミスでは済まされない

デジタルタイムズ(2012.9.24)

サムスン電子とアップルの米国における陪審員評決に過ちがあったという疑いが浮上した。不当利益の回収額の計算方法が米国連邦コード(United States Code)に規定されている法律を違反したという指摘だ。

現地時間の23日、ドイツの特許専門ブログ「FOSS patents」は、米国カリフォルニア北部裁判所の陪審員が先月24日行なった評決について、陪審員が不当利益の回収額計算法を間違っていると指摘した。

ブログ運営者であるドイツ特許専門家フロリアン・ミラーによると、デザインとソフトウェアのうち、ソフトウェア特許だけを侵害した「ギャラクシー・Prevail」の審査過程で陪審員の過ちがあったと主張した。

ソフトウェア特許侵害とデザイン特許侵害は、算定方式がそれぞれ違うが、陪審員は、ソフトウェア特許を侵害したと判断した事案に対し、デザイン特許における侵害額の計算法を適用する過ちを犯した。

ミラー氏は、「こうした不当利益の回収額を全ての機種別、特許侵害件別に逆算した結果、こうした数学的な相関関係が明らかになった。」とコメントした。これが事実だと判明された場合、陪審員の評決に対する信頼が大きく失墜することが予想されている。さらに、陪審員の過ちは、単純なミスにとどまらず、米国連邦法典第35編289条に明示されている法律を違反したことになると主張した。

8月に行なわれた陪審員の評決は、不当利益の回収額の計算を間違えただけでなく、陪審員長がモバイル特許を保有していたことが明らかになるなど、資質について批判の声が強まっている。

<パク・チソン記者>

## 3-8 サムスン電子、米国裁判所に JMOL 申請

電子新聞(2012.9.24)

サムスン電子とアップルが、先月 24 日に出された陪審員評決に対し、両社とも評決不服法律審理(JMOL)を申請した。

陪審員による評決で有利な立場となったアップルは、より多くの追加賠償額を、サムスンは、新たな裁判を求め、激しい火花を散らしている。

ドイツ時間の 21 日、マンハイム裁判所における特許訴訟の判決では、アップルの主張が棄却され、サムスン電子が勝訴した。米国での評決後、日本とドイツではサムスン電子が勝訴し、特許訴訟合戦は激しさを増している。

### ◇新しい裁判を求める

サムスン電子は、陪審員の評決に問題があるとして新たな裁判を求めた。非常に複雑で広範囲に及ぶ今回の特許訴訟期間中、裁判所が受けた証人や証拠提出への圧迫が強かったと主張した。このような圧迫がアップルの数多くの主張のせいで、サムスン電子は、公正な対応を妨げられたと述べた。

サムスン電子は、適切な時間と両社を公平に扱う新たな裁判を裁判所に丁寧に要請した。

サムスン電子は、特別声明を出し、場外から圧迫するカードも切り出した。サムスン電子は、「特許法が角丸長方形をはじめ、日々向上されている技術を 1 社が独占できるようにしたのは不幸なことだ。」とコメントした。また、「 아이폰 5」も自社の特許を侵害したとして提訴するという文書を裁判所に提出した。

### ◇17 億 5700 万ドルの賠償を求める

陪審員から全面的な支持を受けたアップルは、陪審員が評決した 10 億 5000 万ドル以外に、サムスン電子が侵害したデザインについて 4 億ドルの追加賠償を要請した。ユーティリティー特許の意図的な侵害について 1 億 3500 万ドル、陪審員の評決に該当していない機種の販売による追加賠償 1 億 2100 万ドルを追加した。これに加え、今年末までの 5000 万ドルの利子など、総額 7 億 700 万ドルを追加に支払うべきだと主張した。

さらに、アップルは、自社の特許を侵害したサムスン電子の機種すべてについて永久販売差し止めも要請し、引き続き強硬な姿勢を示している。

### ◇今後の日程は

両社ともに JMOL を提出したことで、米カリフォルニア地方裁判所では、審理が開かれる予定だ。次回の審理は、12 月 6 日に行なわれる。この日の審理は、陪審員評決を無効化する、いわゆる「ルール 50 モーション(Rule 50 motions)」が行なわれる予定だ。永久販売差し止めと意図的な侵害に対する懲罰的な賠償金などが取り扱われる。

特許法人アジュヤンホンのイ・チャンフン弁護士は、「12月6日の弁論後すぐに判決が出される可能性もある。」と説明した。

一方、ドイツのマンハイム裁判所は、アップルの「タッチパネルを操作する際、2箇所ボタンを同時に押すことを防ぐ技術」特許をサムスン電子が侵害していないという判決を下した。昨年8月のオランダ裁判所に続き、ドイツの裁判所もサムスン電子がこの技術の特許を侵害していないという結論を出した。

<キム・インスン記者>

### 3-9 サムスン、米陪審員長の違法行為に我慢できず、結局

デジタルタイムズ(2012.9.26)

サムスン電子が米国裁判所に向けて陪審員の違法行為を指摘し、裁判を改めて行うべきだと強く批判したという。

米国時間の24日、Cnetなどの外国メディアは、サムスン電子がこうした内容を盛り込んだ評決不服法律審理(JMOL)をカリフォルニアのサンノゼ地方裁判所に提出したと報じた。

サムスン電子は、書面を通じて、アップルとサムスンの特許訴訟で陪審員長を務めたベルビン・ホーガン氏の違法行動について指摘した。米国の法律では、裁判所が出した指針と裁判所で扱われた資料以外に個人的な経験や法律知識で評決を行うことを禁止しているが、ベルビン・ホーガン氏がそれを違反したという主張だ。特に、ホーガン氏が今回の裁判で、特許関連の見解を他人と議論するなど、評決に影響を与えたという理由で、サムスン電子は、新しい裁判を要求した。

実際に、一部の陪審員は、評決後に行ったメディアとのインタビューで「IT関連特許を保有しているホーガン氏のリードの下、彼の経験のお陰で評決がスムーズに行なわれた。」とコメントした。

サムスン電子は、陪審員の問題とともに、両社に与えられた25時間の審理時間は短すぎたとも指摘した。審理を始める前にも、50時間に延長する案を要請したが、審理過程では、アップル側の証人を反対審問するに時間を費やし、自社の証人審問に十分な時間を割愛できなかったという。

一方、米国内での最終判決が迫っているなか、サムスン電子とアップルの欧州における訴訟も今週から本格的な審理が始まる。ドイツ時間25日には、ドイツのデュッセルドルフ、イギリス時間とオランダ時間の28日にはロンドンとオランダでそれぞれ審理が行なわれる予定だ。

ドイツのデュッセルドルフ裁判所は、昨年12月、アップルが主張したデザイン特許3件裁判している。以前、デュッセルドルフ裁判所は、サムスン電子の「ギャラクシーTab 10.1」がアップルのデザイン特許を侵害したとして、販売差し止め仮処分決定を下し

た。サムスン電子は、「ギャラクシーTab 10.1」を変形した「ギャラクシーTab 10.1N」を発売し、その後も販売を続けている。

イギリスのロンドン裁判所は、7月9日、サムスン電子の「ギャラクシーTab 10.1」がアップルのアイパッドのデザインを侵害していないという判決についてのアップルの控訴審が行なわれる。オランダのヘーグ裁判所では、アップルの常用特許1件についての審理が行なわれる予定だ。

<キム・ユジョン記者>

### 3-10 サムソン、ドイツでも勝利できる？雰囲気は…

デジタルタイムズ(2012.9.26)

サムスン電子とアップルの間で行なわれているモバイル端末の特許訴訟をめぐり、ドイツのデュッセルドルフ裁判所がサムスン電子に軍配を上げるのではないかという見方が浮上している。

デュッセルドルフ裁判所のアンドレアス・ヴィテスポークスマンは、サムスン電子の「ギャラクシーTab」5機種が自社のデザインを侵害したというアップルの主張に対し、サムスンがアップルのデザイン特許を侵害したと判断する根拠が乏しいと、現地時間の25日に発表した。

この日に開かれた公聴会で、ホープマン裁判官は、消費者がサムスン製品をアップルのアイパッドに勘違いする可能性について「確信が持てない」と述べた。

ホープマン裁判官は、サムスンがアップルのデザイン権無効化を求め、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)に請求した審判の結果を待つために休廷を宣した。

OHIMは、欧州加盟国全体の商標とデザイン権を管理する機関であり、サムスン電子は、8月にアップルのデザイン権利無効化を求め、審判を請求した。

サムスンとアップルは、相互の特許侵害を主張し、世界諸国で訴訟を繰り広げており、8月には、米国カリフォルニア裁判所において、陪審員がサムスン電子のスマートフォンとタブレットPCがアップルのデザインを侵害したとして10億5000ドル(約1兆1000億ウォン)の賠償を評決した。

<キム・ユジョン記者>

### 3-11 LGディスプレイ「ギャラクシーS3など、5つの製品が特許を侵害」

デジタルタイムズ(2012.9.27)

LGディスプレイは、サムスン電子のスマートフォン「ギャラクシーS」シリーズと「ギャラクシーNOTE」、「ギャラクシーTab」など、5つの製品が自社の特許を侵害したとして訴訟を提起した。

LG ディ스플레이は、27 日、ソウルで緊急記者会見を開き、サムスン電子及びサムスンディスプレイを相手に、OLED パネル設計技術など、7 件について特許侵害禁止及び損害賠償を求める訴訟をソウル中央地方裁判所に提出したことを明らかにした。

LG ディ스플레이は、サムスンディスプレイが生産している OLED パネルと、それを適用してサムスン電子が生産したモバイル機器が、機関特許を深刻に侵害していると主張した。

LG ディ스플레이が侵害されたと主張している特許は、OLED パネル設計に関する技術 3 件、OLED 駆動回路関連技術 3 件、OLED 機具設計関連の技術 1 件の 7 件だ。OLED 放熱技術、OLED Narrow Bezel 技術、OLED パネル電源配線構造に関する技術などは、OLED 性能の確保と駆動のために必須となる基幹技術だ。

LG ディ스플레이側が自社の特許を侵害して生産したと主張する製品は、「ギャラクシーS2」、「ギャラクシーS2HD」、「ギャラクシーS3」、「ギャラクシーS」、「ギャラクシーNOTE」、「ギャラクシーTab7.7」の 5 機種だ。

LG ディ스플레이は、「数年間、巨額の研究開発予算と人材を投入して開発した独自技術を保護するために訴訟を提起した。サムスン電子とサムスンディスプレイは、特許を無断で使用する行為を直ちに中止し、技術特許使用への正しい対価を支払うべきだ。」と主張した。

<イ・ホンソク記者>

### 3-12 LGD、「OLED 技術紛争」攻勢を転換…理由は？

デジタルタイムズ(2012.9.28)

LG ディ스플레이がサムスン電子とサムスンディスプレイを相手に特許訴訟を提起し、サムスンと LG の OLED(有機発光ダイオード)技術をめぐる紛争が本格化の様相を呈している。

今後、裁判が 1 年以上続く可能性もあり、感情的な争いの溝も更に深まると予想されている。

サムスンディスプレイと LG ディ스플레이の OLED 技術関連の裁判が始まったのは、7 月に統合サムスンディスプレイが発足した直後からだ。検察が OLED 技術の流出と関連し、サムスンディスプレイと LG ディ스플레이など、前現職の役員 11 人を起訴したことをきっかけに、サムスンディスプレイがブリフィングを通じて LG ディ스플레이に誠意ある謝罪とともに、関係者の責任追求、不当にスカウトした社員の退社措置など、責任ある姿勢を求めた。これに対し、LG ディ스플레이は、直ちに「サムスン側が事件の意味を誇張している」と批判し、火花が散る対立を始めた。

今月初め、サムスンディスプレイが LG ディ스플레이を相手に OLED 技術使用の差し止め仮処分を申請したことで、紛争は本格化した。サムスンディスプレイは、3 日、LG デ

ディスプレイが OLED 基幹技術と人材を組織的かつ計画的に漏えいしたとして、21 の記録と 18 の細部技術に関する営業秘密などに対し、侵害禁止仮処分をソウル中央地方裁判所に提出したのだ。LG ディ스플레이は、サムスンとは異なる生産方式を採択しているため、技術を持ち出す必要がないとして「根拠のない中傷」だと直ちに反論した。

OLED 技術の漏えいに関する両社の攻防は、これまで、サムスンディスプレイが攻めの姿勢を示し、LG ディ스플레이が守りの姿勢を取ってきた。

しかし、27 日に LG ディ스플레이は、基幹特許の侵害を訴え、サムスンディスプレイはもちろん、サムスン電子までを提訴し、攻めの姿勢に転換した。守りを続けては、企業のイメージまで落ちてしまう恐れがあると判断したためだ。7 月に検察が OLED 技術流出に関し、LG ディ스플레이の前・現職の役員を起訴したうえ、サムスン電子の仮処分申請まで重なり、危機感が高まったというのが業界の見方だ。

LG ディ스플레이は、サムスンの OLED 技術使用禁止仮処分を「常識外れの行為」と非難し、「特許侵害の訴訟を提起し、サムスンに強く警告する」と不快感を隠さなかった。LG ディ스플레이の経営支援グループイ・バンス専務は、「今回の訴訟は、会社の特許資産を保護するためであり、現在進行中の技術流出訴訟とは関係ない。」と言いながらも、「サムスンが OLED 技術の使用禁止仮処分を申請するなど、常識では到底考えられない行動を取っていることは、非常に残念だ。」とコメントした。

サムスンディスプレイも積極的な対応に乗り出している。サムスンディスプレイは、「LG ディ스플레이の今回の訴訟提起は、OLED 技術を計画的に持ち出した疑いで被ったマイナスのイメージを払しょくするための戦略にすぎない。」と反論した。「最高の OLED 技術を確保しており、世界市場の約 98% を占めているだけに、特許を侵害する理由がない」ということだ。サムスンディスプレイは、さらに、「OLED 技術と関連し、国内に約 5000 件、米国に約 1900 件の特許を確保しているのに比べ、競合会社は、国内に約 800 件、米国に約 600 件程度だ。訴訟を提起されただけに、問題にした部分を徹底に確認し、必要に応じては、法的対応も検討したい。」と述べた。

<イ・ホンソク記者 カン・スンテ記者>

## デザイン (意匠)、商標動向

今号はございません。

## その他一般

5-1 未来の生活基盤になる海、環境型養殖技術がカギ

韓国における漁業生産量は、世界 14 位<sup>1</sup>であり、そのうち、海水面の養殖の生産量は、130 万トンという世界 4 位の養殖先進国だとされている(添付 1 を参照)。世界における漁業の発展方向は、海の環境保護のために持続的な取り組みが行なわれている一方、水産物の生産構造も「取る漁業」から「育てる漁業」にシフトしている。

一方で「育てる漁業」の代表である養殖場の養殖業者による安易な拡大、養殖場から排出される餌の残りかすや排泄物などにより海の生態系が大きく汚染されていることを受け、持続可能な環境型養殖技術の研究開発が活性化している。

韓国特許庁によると、水産分野関連の特許出願は、この 10 年間、5,446 件が出願されたという。このうち、環境配慮型の養殖技術の出願は、2001 年まで僅か 2 件に過ぎなかったが、2002 年以降 71 件が出願され、その後 10 年間本格的に行なわれた。特に 2006 年以降から 5 年間出願された特許が 47 件(66%)である(添付 2 を参照)。急増の背景には、従来の養殖業より環境を汚染せず、水産物の生産量を確保できる持続可能な養殖技術の開発に取り組んできた結果だとみられる。

環境配慮型養殖に関する代表的な最新の特許技術として、餌の残りかすに含まれている有機物と魚類の排泄物はナマコの餌に使用したり、分解された溶存無機物は海藻類にあげたりすることで、養殖場の環境汚染を最小限化しながら多様な養殖種を育てる多栄養立体養殖技術(IMTA、国立水産科学院)がある。

また、環境配慮や高付加価値などを目標にした養殖藻類の品種を開発して特許出願したケースもある。海苔の場合、疾病に強い優秀な品種が開発され、赤腐れ病(海苔が溶け落ちる病気)が発生した際に違法に使われていた無機塩酸の量を大幅減らし、海洋汚染を予防できるようになった。

全羅南道の海洋水産科学院海南(ヘナム)支所は、赤腐れ病に耐性が強く、普通の海苔より 2 倍以上成長が速い品種の開発に成功した。韓国で最も多く生産されている「放射模様の海苔」は、その種の大半が日本から輸入されていたが、その改良品種「全南スーパー海苔 1 号」が特許及び商標登録されたことで、年間数億ウォン以上の輸入代替効果が期待されている。試験養殖が行なわれた 2011 年ベースで「全南スーパー海苔 1 号」が普通の海苔より 4 倍以上の生産量と 2.3 倍の収益を上げ、今後、海苔養殖農家の収益増加も大きく期待されている。

韓国特許庁の食品生物資源審査課のホン・スンピョ課長は、高付加価値品種の開発及びきれいな水産物を生産する環境配慮型養殖技術の特許出願が着実に増加しているのは、最近、韓中 FTA 交渉の本格化で危機感が高まっている水産業において新たな突破口になりうる一方、海の環境汚染の問題を解決できる希望になると述べた。

<sup>1</sup> 資料：2009 年基準、2010 年近海漁業総調査要約本(2010.12. 韓国国立水産化学院が発行)

添付 1. 水産業関連の主な指標

< 各国の養殖水産物の生産量 >

(単位：百万トン)

区分		海水面の養殖業		区分	内水面の養殖業	
		2004	2009		2004	2009
合計		27.5	34.8	合計	24.2	33.8
1	中国	19.2	22.4	中国	16.4	22.2
2	インドネシア	0.4	2.8	インド	2.7	3.5
3	フィリピン	1.3	1.9	ベトナム	0.7	1.8
4	韓国	0.9	1.3	バングラデシュ	0.8	1.0
5	日本	1.2	1.2	インドネシア	0.5	1.0
6	ノルウェー	0.6	1.0	ミャンマー	0.4	0.7
7	チリ	0.7	0.9	タイ	0.5	0.5
8	北朝鮮	0.5	0.5	ブラジル	0.2	0.3
9	タイ	0.4	0.3	フィリピン	0.2	0.3
10	スペイン	0.3	0.2	米国	0.4	0.3
小計		25.5	32.5	小計	22.7	31.8
11-20		1.3	1.6	11-20	0.8	1.2
21-30		0.5	0.6	21-30	0.3	0.4

資料：月刊 KMI 水産動向 2012 年 03 - 04 月号(2012.5.1., 韓国海洋水産開発院発行)  
(元出处：FishStatJ. Aquaculture Production. 1950-2009)

添付 2. 水産養殖技術関連の特許出願件数

< 水産養殖の分野別の出願件数 >

区分(出願年度)	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	合計
水産分野全体	560	517	519	553	551	534	513	565	558	576	5,446
水産食品分野	206	186	174	194	205	196	173	176	199	187	1,896
漁労分野	93	76	85	84	75	92	99	105	90	58	857
養殖分野	261	255	260	275	271	246	241	284	269	331	2,693



- 一般養殖	191	188	183	147	189	171	170	178	199	291	1907
- 環境配慮型養殖	1	5	1	6	11	8	6	12	12	9	71
- その他の養殖 (人工藻場など)	69	62	76	122	71	67	65	94	58	31	715

## 5-2 サムスン電子、米国の企業向けスマートフォン市場でアップルを狙う

電子新聞(2012. 9. 17)



サムスン電子が米国の個人向けスマートフォン市場でアップルとブラックベリーが2分している企業向け市場にも参入する。米国では、アップルとの特許訴訟で不利な判決を渡されているが、攻撃的な領域の拡大で対抗していくという戦略だ。

サムスン電子は、今月初めに米国の通信キャリア「アベライゾン・ワイヤレス」と「Tモバイル」を通じてモバイルオフィス専用の「SAFE (Samsung Approved for Enterprise)」機能を搭載したスマートフォン2種を発売したと17日に発表した。

SAFEは、サムスン電子が6月に米国の企業向けスマートフォン市場を狙って初めて発売したモバイルオフィス端

末セキュリティ認証規格だ。

SAFEは、企業内で個人スマートフォンの使用を許容する。BYOD (Bring-Your-Own-Device) 政策が拡大されている最近の動きに合わせて開発された。モバイルデバイス管理 (MDM)、仮想的なプライベートネットワーク接続 (VPN)、AES-256暗号化、Microsoft Exchange ActiveSync など、331のモバイルオフィス管理・セキュリティ機能を支援する。

サムスン電子は、昨年7月に米国5大通信キャリアを通じて、「ギャラクシーS3」を発売し、それに合わせて初めてSAFEを適用した。今月にはベライゾン向けの「ギャラクシー・Stella」、Tモバイル向け「ギャラクシーSリレー4G」に続き、SAFE機能適用の機種を増やした。サムスン電子は、今後、米国で発売されるスマートフォン主力機種にSAFEを採択する方針だ。

SAFE適用端末の米国での発売拡大は、アップルを真正面から狙い撃つ戦略だ。これまで、米国の企業向けスマートフォン市場は、アップルとブラックベリーが2分していた。

ブラックベリーが企業向け電子メールサーバー機能で初期市場を先占し、アップルが

広範囲なユーザー基盤を武器に市場でのシェアを拡大してきた。米国のモバイルオフィス市場において2社のスマートフォンプラットフォームが占める割合は、2010年の一時は9割に迫っていた。

現在は状況が変わった。モバイルオフィス導入がブームとなった2009年～2010年から2年が過ぎ、端末機の買い替え周期が到来したのだ。アップルに主導権を奪われたアンドロイド陣営もサムスン電子を筆頭に米国での市場シェアを拡大している。市場調査機関のIDCは、来年、アンドロイドが世界企業向けのスマートフォンOS市場で1位になると予想した。

これに合わせてサムスン電子は、アップルやブラックベリーなど、従来のスマートフォン代替需要にマーケティングを集中させる計画だ。サムスン電子は、「SAFE2スイッチ」プログラムの稼働を最近始めた。競合会社のスマートフォンやサムスンの旧型機種をサムスンSAFEスマートフォンに買い替えると、最大300ドルを補償する制度だ。

SAFE支援機種の発売を拡大する同時に、他の端末機を使用しているユーザーを取り込む策を行ない、短期間で企業向けスマートフォン市場のシェアを拡大していく計画だ。

サムスン電子は、既に個人向けスマートフォン市場に続き、企業向け市場が次のターゲットだと公式に発表した。米国サムスンモバイルの副社長は、6月にSAFEを紹介し、「ここ1年でサムスン電子は、携帯電話、スマートフォン市場で競合他社を追い抜き、世界1位となった。これからは、企業向け市場に注目していきたい。」と述べ、モバイルオフィス市場への強い意志を示した。

IDCによると、米国を含めた北米地域の企業向けスマートフォン市場の規模は、昨年の3808万台から増加基調を続け、2016年には1億台を突破すると予想されている。

<イ・ホジュン記者>

## 5-3 “大切な目” 機能性眼鏡で！

韓国特許庁(2012.9.18)

昔から「体が100だとすれば、目が9割を占める」と言い、目の重要性が強調されてきた。

最近行なわれた眼鏡に関する実態調査<sup>2</sup>によると、全国の小中高校生の眼鏡着用率の平均は40.1%であり、成人の場合、2人に1人が眼鏡を着用しているという結果が出た。これは1987年の24.1%より2倍近く増加した数値だ。

これを反映したかのように、最近眼鏡に様々な機能を追加した機能性眼鏡への関心も高まっている。

韓国特許庁によると、2002年～2011年の10年間、韓国の眼鏡関連特許出願件数は、3,733件と、2007年までには毎年約300件前後の特許が出願されたが、その後、持続的

<sup>2</sup> 2011年における全国眼鏡実態調査(大韓眼鏡士協会と韓国ギャラップによる共同調査)

に増加して2010年645件、2011年541件と、眼鏡関連の出願がここ10年の間、2倍近く増加したという。

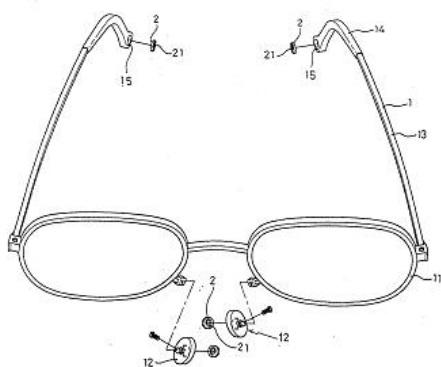
このように出願が大きく増加した理由は、眼鏡を単に視力を合わせるための道具にとどまらず、目の健康維持とともに、多様な機能を同時に利用できる機能性眼鏡へのニーズと、そのニーズに応えた光学素材技術の発展によるものと分析できる。

機能性眼鏡に対する需要の増加は、特許出願につながった。ここ10年間、機能性眼鏡の国際特許出願件数は、2,412件と眼鏡全体の出願に比べ64.6%であり、特に2010年には431件が出願され、2002年214件より2倍以上増加した。

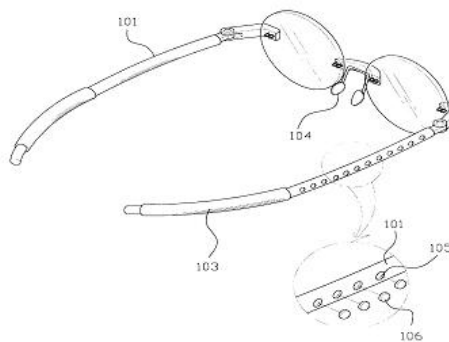
機能性眼鏡と関連した特許出願は、大きく健康面を考慮した(52.1%)ものと、利便性(49.9%)<sup>3</sup>を考慮したものに分けられる。

まず、健康関連では、光や水蒸気、電磁波のような外部要素に反応し、そこから目を保護するものだ。例えば、電磁波遮断眼鏡は、眼鏡の縁の鼻にかける部分と耳にかける部分全て4つの強磁性の金属チップを挿入して1つの磁場を形成し、この磁場が外部の電磁波を防ぐ。

また、眼鏡の縁にクリスタルのような物質を合沈して遠赤外線を発生する遠赤外線放射眼鏡もある。遠赤外線とは、赤外線のうち波長の長いものを意味するが、生体内の分子を刺激し、細胞を活性化することで、病気の治療効果を高めると知られている。



(電磁波を遮断する眼鏡)

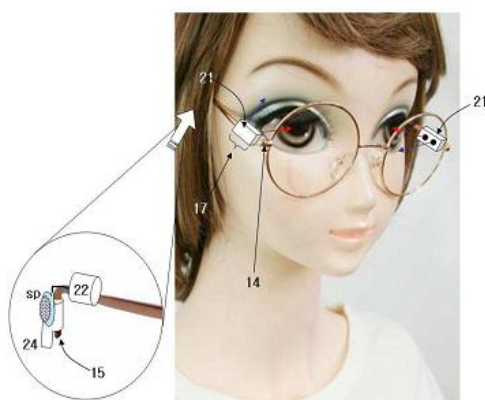


(遠赤外線を放射する眼鏡)

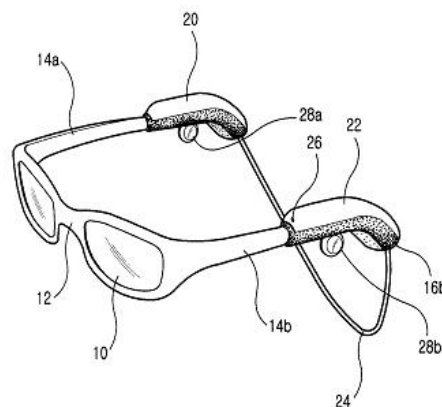
最近、最も活発に研究されている分野は、眼鏡に利便性を高めた眼鏡だ。例えば、居眠り防止用の眼鏡は、目の瞬きによる瞳の動きと皮膚の温度を測り、一定時間同じ結果が続く場合、運転者に警告音を鳴らす。

また、ハンズフリー眼鏡もある。これは、眼鏡の縁にブルートゥースモジュール及びバッテリーパックを搭載し、そこにマイクやヘッドセットを有線でつなげた眼鏡だ。

<sup>3</sup> ここ10年間機能性眼鏡の全体出願件数に対する割合



(居眠り防止眼鏡)



(ハンズフリー眼鏡)

その他にも、眼鏡にMP3を搭載して音楽が聞けるスポーツゴーグルや、運動中に眼鏡が滑り落ちないように工夫した「滑り落ち防止眼鏡」、状況に応じて眼鏡を取り替える「取り替え眼鏡」などもある。

韓国特許庁化学素材審査課のキム・ヨンジョン課長は、「スマートフォンやパソコン、テレビのようなデジタル製品が普及したことで、アイデアを生かした機能性眼鏡の特許出願も今後も増加するとみている」と述べた。

#### 5-4 アップルのタブレット PC 向け LCD、サムスンからの供給量 76%減少

デジタルタイムズ(2012. 9. 21)

アップルのタブレット PC 向け LCD(液晶ディスプレイ)パネルにおけるサムスンの割合が最近、大幅削減されたことが明らかになった。これは、スマートフォンをめぐる訴訟をきっかけにアップルがサムスン部品の依存度を減らしている、という観測と相まって注目されている。

市場調査機関であるディスプレイサーチの 21 日発表によると、アップルのタブレット PC「アイパッド 2」と「新しいアイパッド」に採用された 9.7 インチの LCD パネルの先月の出荷量は、526 万 1000 台と集計された。9.7 インチの LCD を採用するタブレット PC は、アイパッドが唯一だ。

このうち、サムスンディスプレイは、68 万 3000 万台と 13%を占めていた。5 月に最大 288 万 4000 台(41.3%)まで増えたことに比べると、3 ヶ月で供給量が 76%も急減したのだ。一方、LG ディスプレイの出荷量は、同期間に 255 万 4000 台(36.6%)から 382 万 8000 台(72.8%)と 50%増加した。アップルが供給先を LG に転換しているものと分析できる。

サムスは、タブレット PC 市場首位のアップルへの供給量が減少し、タブレット PC 向け LCD パネル(7インチ以上)市場で大きくシェアを落とした。4月に 41.2%(311 万 6000

台)まで上がっていたシェア率は、前月の半分水準である 20.4%(297 万 5000 台)にまで落ち込んだ。一方、サムスンと首位争いをしている LG は、同期間のシェアが 23.0%(173 万 6000 台)から 36.4%(531 万 5000 台)に上昇した。

業界では、米国の特許訴訟結果を前後に浮上し始めたサムスン部品の縮小説と関係があるとみている。アップルは、先週から発売した「アイフォン 5」の初期物量にモバイル D-RAM や NAND 型フラッシュなど、サムスン電子の部品の割合を減らしているものだと知られていた。

しかし、サムスンだけでなく、日本のシャープや台湾のチメイもタブレット PC 向け LCD の供給量が減少した代わりに台湾のハンスターと中国のティアンマが新たな供給メーカーとして登場し、アップルが部品取引先の多角化を図っているという見方も出ている。

<イ・ホンソク記者>

## 5-5 政府系研究機関の特許 84%が「未活用」

デジタルタイムズ(2012.9.24)

年間の特許維持費用及び技術料の収入

機関名	技術料収入 (a)	特許維持費用 (b)	(a-b)
生命(研)	1, 161	1, 443	-282
韓医学(研)	75	264	-189
基礎(研)	158	353	-195
KIST	2, 807	2, 986	-179
KISTI	384	472	-88
天文(研)	29	32	-3
核融合(研)	167	83	84
航宇(研)	863	336	527
標準(研)	1, 324	631	693
原子力(研)	2, 668	1, 974	694
合計	9, 636	8, 574	1, 062

※特許維持費用：出願、登録、維持費用全てを含める(資料：政府系研究機関)

韓国教育科学技術部傘下の政府系研究機関 10 ヶ所のうち、6 ヶ所は、技術料の収入よ

り特許の維持費用が多くなっていることが明らかになった。

国会の教育科学技術委員会のミン・ビョンジュ(セヌリ党)が教育科学部の基礎技術研究会から提出された所属研究所の特許保有資料によると、10カ所のうち、6か所は、特許から得られる技術料の収入を上回る費用を特許の維持にかけていたという。

2011年ベースで技術収入が最も多い研究所は、韓国科学技術研究院(KIST)で28億700万ウォンを計上した。しかし、この機関が特許出願と登録、維持するために使った費用は、29億8600万ウォンで技術料の収入を1億8000万ウォン上回った。KISTは、2382件の特許を保有している。

2011年ベースで1565件の特許を保有している韓国原子力研究院は、技術料の収入(26億6800万ウォン)が特許の維持費用(19億7400万ウォン)より7億ウォン多く、韓国標準科学研究院も技術料の収入(13億2400万ウォン)が特許の維持費用(6億3100万ウォン)の2倍以上とされた。韓国航空宇宙研究院も技術料の収入が費用より5億2700万ウォン多くなった。

一方で、韓国生命工学研究院(-2億8200万ウォン)、韓国基礎科学支援研究院(-1億9500万ウォン)、韓国韓医学研究院(-1億8900万ウォン)などは、特許の維持費用が技術料の収入を上回っていた。

2011年に10カ所の政府系研究機関が得た技術料の収入は、総額96億3000万ウォンであり、特許の維持費用は、85億7000万に達した。11年の1年間に新しく登録した特許は、なんと1357件となり、登録特許件数の20%を超えている。

さらに、現在保有している登録特許6660件のうち、技術の実施や共同所有など、活用の実績がないケースは、全体の16%である1026件にすぎないことも明らかになった。残り84%(5634件)は、一度も活用されていない「未活用特許」だ。

標準科学研究院の活用特許比率が39%と突出して高くなった一方で、核融合研究所(1%)、天文研究院(0%)、航空宇宙研究院(3%)などは1ケタにとどまった。

ミン・ビョンジュ議員は、「未活用特許が84%に達しているのは、R&D課題の選定段階から実用化より、評価と実績を重んじているのが要因とされる。特許信託制度などを通じ、未活用特許を減らし、R&Dの段階から量よりは、質を重視する基準を設けるべきだ。」と強調した。

<アン・キョンエ記者>

## 5-6 幹細胞！肌の救世主？

韓国特許庁(2012.9.24)

最近、若い肌を保ちたい女性の間で「幹細胞コスメティック」が人気を集めている。幹細胞という新たな素材を用いたこの化粧品は、肌の改善にとどまらず、若返った肌を約束しているためだ。

現在、幹細胞コスメティックの生産実績は、韓国の化粧品生産額(2011年ベースで6兆3856億ウォン)の1%にも満たないが、今後の化粧品産業をけん引する新成長エンジンとしてその役割が期待されている。

韓国特許庁は、幹細胞コスメティックの関連発明は、2005年に初出願されてから2011年まで37件が出願されたと発表した。動物の幹細胞を用いた化粧品が全体の82.1%(27件)を占めており、残りの17.9%(10件)は、植物の幹細胞を用いた化粧品だ。

これまで出願された37件のうち、10件が登録されており、動物の幹細胞を用いた特許が8件で、脂肪、骨髄、さい帯血、胎盤からとられた成体幹細胞や胚からとられた幹細胞をその原料としている。一方、植物の幹細胞は2件で、イチョウ、オオヤマレンゲを用いた。

一方、登録された出願の類型を分析すると、幹細胞化粧料の造成物自体に関する発明が6件、幹細胞化粧料の造成物を製造する方法3件、造成物と製造方法に関する発明が1件だ。

「幹細胞コスメティック」とは、生きている幹細胞をそのまま化粧料として使用するのではなく、幹細胞を培養した培養液やその抽出物を化粧品の原料として使用したものを意味する。

韓国特許庁の資料によると、動物の幹細胞を化粧品の原料にした出願はなく、幹細胞ではない、幹細胞を培養して得た「培養液」を主な原料としているという。

動物の幹細胞から得た培養液を利用する主な理由は、幹細胞が培養される過程で、肌に良い物質をつくるためだという。動物の幹細胞は、培養の過程で様々な成長因子を分泌するが、そのうち、上皮成長因子(EGF)と塩基性線維芽細胞増殖因子(bFGF)が肌の再生や老化防止の役割をし、形質転換増殖因子(TGF) -  $\beta$  に美白効果があると知られている。

グローバル金融危機による消費の委縮にもかかわらず、幹細胞コスメティックは、韓国だけでなく、中国や日本、インドネシアなどに市場が拡大されている。

韓国特許庁生命工学審査課のカン・チュンウォン課長は、「幹細胞コスメティックをはじめ、幹細胞食品、幹細胞治療剤などを含めた幹細胞分野は、政府レベルで大規模な支援が行なわれており、発展可能性が高い分野である。幹細胞関連の基幹技術の開発及び強い特許出願の基盤を確立するため、国内外の特許動向調査事業などの様々な取り組みを行っていききたい。」と述べた。

<添付1> 幹細胞コスメティック関連技術の年度別における特許出願(2005~2011)

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	合計
出願件数	1件	2件	3件	6件	15件	7件	3件	37件

＜添付 2＞幹細胞コスメティック関連技術の有効成分の由来別特許出願 (2005～2011)

有効成分	成体幹細胞由来	万能細胞由来	植物の幹細胞由来	合計
件数	24	3	10	37
%	43.4	4.8	17.9	100

＜添付 3＞年度別の韓国化粧品生産実績

(単位：億ウォン、%)

区分	2007	2008	2009	2010	2011
総生産	40,737	47,201	51,686	60,146	63,856
前年比の成長率	2.35	15.87	9.50	16.37	6.17

(参考：韓国食品医薬品安全庁の 2012. 8. 24 日付報道資料)

5-7 中国の特許出願件数の逆伸張、対応策が急がれる

電子新聞(2012. 9. 25)

中国が新たな特許大国として浮上しているなか、韓国の中国特許への対応は遅れていることが明らかになった。出願はもちろん、政策、人材の育成まで、全面的な対応が求められている。

世界知的所有権機関(WIPO)が最近発表した資料によると、中国の特許出願順位は、昨年末米国を追い抜き、1位となった。特許出願の成長率も昨年まで3年連続1位を維持している。

中国が韓国特許庁に出願した特許も2004年371件から昨年2605件と7倍近く増加した。一方、韓国が中国に出願する件数は減少した。WIPOが発表した「この5年間、韓国の主な特許出願国」を分析すると、中国への特許出願の割合は、2006年(9187件)から2010年(7178件)まで、年平均6%減少した。米国出願は、同期間4.7%増加した。

出願件数だけでなく、中国特許専門の人手不足も深刻だ。GSIM&IPコンパニーのユ・ソンウォン代表弁理士によると、「中国語で特許を出願できる専門家が不足している。弁理士のなかで、中国を担当できる者は10人もいない」という。

中国専門の翻訳会社も日本向けなどに比べ、まだ初期段階だ。ドゥオンドットコムのカム・スチョン代表は、「中国に出願する際、特許翻訳は、韓国語→英語→中国語の3



段階となっている。韓国語→中国語を直接翻訳できるのは、全体の1～2割にすぎない。その分、英語翻訳を中国に翻訳する過程で正確度が落ちてしまう。日本では、日本語→中国語の直接翻訳が6～7割と高くなっている。ITだけでなく、バイオ・科学・薬学など、多様な分野において特許の出願需要が増えているが、人材の育成はそれに追いついていない状態だ。」と述べた。

韓国特許庁は、専門会社を通じて6月に韓中特許翻訳と出願教育を実施した。しかし、教育の対象は僅か10人前後だった。中国向け知的財産サービス業界さえ関心と関連活動が乏しい状態だ。知識財産サービス協会のキム・ヒソプ事務局長は、「中国に出願を行っているサムスンやLGなどは、中国の代理人に依頼して検証できるが、中小企業の場合、翻訳の結果を検証する方法がない。」と指摘した。ベク・マンギ会長は、「中国が‘ニセモノ天国’から‘知財を重視する国’にイメージを変えている。韓国も産業界はもちろん、政府レベルでの中国向け特許対応戦略が求められている。」と述べた。

この5年間中国に対する韓国の特許出願(単位：件、%)

( )は前年比の増減率

区分		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	平均増減率
中国	韓国人の出願	9,187 (13.0)	8,467 (-7.8)	8,022 (-5.3)	5,909 (-26.3)	7,178 (21.5)	-6.0
	中国全体の出願	210,501 (21.4)	245,161 (16.5)	289,838 (18.2)	314,604 (8.5)	391,177 (24.3)	16.8

<クォン・ドンジュン記者>

## 5-8 知的財産権の管理インフラ構築が求められる

電子新聞(2012.9.26)

潜在的な保護貿易に備えて知的財産権の管理インフラ構築が必要だという提案が出た。対外経済政策研究院(KIEP)は、26日、政府の危機管理対策会議で報告した「最近の保護貿易主義に関する動向と対応策」の報告書を通じて、「特許訴訟には、巨額の費用がかかるため、知的財産権など特許管理インフラを構築すべきだ。」と提案した。

昨年10月から今年5月までの世界の新規貿易制限措置は、182件にのぼる。貿易技術障壁(TBT)としての技術規制は、2007年1031件から2009年1490件に増加した。韓国製品に対する輸入規制の調査開始件数も2007年10件から9月現在、20件に増えた。

米国から規制を受けた韓国勢の洗濯機が米国輸出に占める割合は39.2%、中国に規制されたポリシリコンの中国における割合は47%などと高くなっており、輸出の減少が懸念されている。

昨年、韓国と外国企業間で起きた特許訴訟の件数は、2009年より80.5%増加した278件にのぼる。サムスンとアップルの訴訟は、9カ国で約50件が行なわれており、米国裁判所は、コーロンとデュポン間の「営業秘密の侵害」訴訟でコーロンのアラミド繊維の生産・販売を20年間禁止するという判決を下した。

報告書は、従来な輸入規制措置については、輸出統計や利ざやなどを分析し、予防策を設けるべきだと提言した。両社の協力チャンネルを活用し、輸入規制を早期に終わらせる方策も提示した。潜在的な保護貿易措置と関連し、各国の貿易技術障壁をモニタリングして総合認定協定(MRA)を結ぶべきだと述べた。

輸出マーケティングに韓流などの文化的要素を融合し、韓国製品の選好度とブランドの認知度を高める方策も提示された。輸出先を多角化し、1つの国に輸出が集中されて輸入規制措置の対象になることも避けるべきだとアドバイスした。

<クォン・ドンジュン記者>

## 5-9 超音波映像診断機器、国内技術でスマート化を早める

韓国特許庁(2012.9.26)

韓国特許庁は、疾病の早期診断への関心が高まっているなか、内国人出願の主導で超音波映像診断機器に関する技術の国内特許出願の増加傾向が続いていると発表した。

超音波映像診断機器は、X線、CT、MRIなどに比べ、小型なうえ、低価格、リアルタイム表示、X線による被爆のない高い安全性などを理由に、心臓や腹部、泌尿器、産婦人科の診断などに幅広く利用されている。

この10年間、韓国特許庁に提出された超音波映像診断機器の関連出願を分析すると、2002年から2004年まで、外国人の出願(平均20件)が内国人の出願(平均13件)1.5倍上回ったが、2005年から2011年までは、内国人の出願が大幅増加し、内国人の出願(平均97件)が外国人の出願(平均22件)を4.4倍も上回っている。

出願人別に分析すると、サムスンメディソン(合併前のメディソン出願件まで含む)が10年間出願された全体出願928件の59%(551件)を占めてシェア率が最も高くなった。GE(64件)、Philips(20件)を含めた外国人が23%(213件)、他の国内企業9%(85件)、大学と研究所が7%(61件)、個人が2%(18件)を出願した。

世界の超音波映像診断機器の市場シェア率65%を占めるGEやPhilips、Siemensなどのトップ企業と競争するためには、癌などを正確に診断できるよう、超音波映像の質を高めた映像処理技術及び高品質のプロープの開発が肝要だ。

加えて、臨床で求められる機能の提供、患者別に最適の超音波映像が得られる自動操作パラメータなど、ユーザー中心のスマート技術の開発が求められている。

昨年の韓国医療機器市場は、世界市場の約1.3%である39億ドルとなったが、超音波

映像診断機器は、約 3800 億ウォンと、韓国の医療機器のなかで生産実績 1 位品目として飛躍的に成長した。

また、今年 7 月、知識経済部が支援する「基幹医療機器の製品化及び認証評価における技術開発事業」の新規品目に超音波診断機器が選定され、発生頻度が高い 5 大癌の分析を行う機器の開発が進められている。

韓国特許庁複合技術審査 3 チームのチョ・ソン Chol チーム長は、「韓国の企業と病院が開発過程に共同参加し、需要者のニーズに応じた高級型の超音波映像診断機器を活発に開発・普及し、その研究結果が特許出願につながると見られている。」と述べた。

### <添付 1> 超音波映像診断機器の出願動向

(2002. 1. 1～2011. 12. 31 出願を基準)

区分 (出願年度)	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
全体	32	33	33	79	118	87	162	110	142	132
内国人	13	9	16	58	78	69	135	98	128	111
外国人	19	24	17	21	40	18	27	12	14	21

### 5-10 今年に入って韓国特許の英文抄録の外国人利用者が急増

韓国特許庁(2012. 9. 27)

最近、サムスン電子とアップルの特許紛争に世界が注目しているなか、外国人の韓国特許情報の利用量が前年同期比 3 倍程度増加し、韓国特許の英文抄録の重要性が更に高まっている。

これを受けて韓国特許庁は、外国人が韓国の特許情報を検索するため初めてアクセスする韓国特許の英文抄録を見直すと発表した。

特許の英文抄録は、特許技術を英語で要約したもので、海外特許庁の審査官が特許審査を行う際において義務的に調査する必須文献として提供し、韓国の特許技術と類似した技術が海外で登録されることを防止する重要な役割を果たしてきた。

韓国特許庁は、1979 年から約 181 万件の英文抄録を発刊し、米国などの海外特許庁と国際機関 46 か所に提供しており、各国特許庁と世界知的所有権機関(WIPO: World Intellectual Property Organization) などの検索サービスを通じて先行技術資料として提供される。

外国の特許庁が英文抄録の活用度を公開したことがないため、把握が難しいが、欧州特許庁(EPO)が 2008 年に行った調査報告書で国別の特許文献の引用順位を発表した。そこで韓国は、1998 年 24 位から 2008 年には 9 位と大幅上昇した。

また、韓国特許の英文抄録は、韓国の特許検索サービス KIPRIS(特許情報検索サービス)と K-POINT(韓国特許情報照会サービス)でも提供している。

外国人審査官、外国人などを対象に英文抄録をサービスを行っている KIPRIS は、74カ国で利用されており、昨年1年間120万回だった KIPRIS 英文抄録の検索回数が、今年は、8月末現在、既に250万回を超えている。

このように、海外で韓国特許の英文抄録への需要が増加したことを受け、韓国特許庁は、海外における韓国技術の先出願地位の獲得を強化するため、英文抄録の品質向上とコンテンツ拡大策を設け、強い抄録を進めている。

英文抄録の翻訳の質を高めるため、ネイティブによる校正比率を5%から2013年にまで50%に拡大し、抄録の製作・翻訳・校正過程の履歴を管理する品質保証実名制を導入するほか、抄録作成者に対象に、「メンター・メンティ制度」や英文翻訳能力の自己開発加点制度などを新設する計画だ。

また、英文抄録の迅速な普及を図るため、今年末までにオンライン普及国を中国1カ国から台湾、ロシア、スペインなど9カ国に拡大し、特許技術の内容を分かり易く把握できるよう、抄録の図面のなかにある韓国語を来年から英語化する計画だ。

韓国特許庁の情報企画局長は、利用者の意見を持続的に聴取して品質の良い特許抄録を発刊し、海外への普及を拡大して韓国の大切な知的財産保護に役立てたいと述べた。

<参考資料>

**KPAの海外配布の現状**

<p>海外の特許庁 (39カ所)</p>	<p>日本、中国、台湾、マレーシア、ベトナム、シンガポール、インド、タイ、イラン、スリランカ、バングラデシュ、フィリピン、エジプト、男児共和国、ケニア、米国、カナダ、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、ペルー、ブラジル、イタリア、キルギスタン、ロシア、スペイン、オーストリア、ギリシャ、ドイツ、スイス、英国、チェコ、フランス、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、ベラルーシ</p>
<p>国際機関 (7カ所)</p>	<p>欧州特許庁(EPO)、アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)、アジア太平洋技術移転センター(APCTT)、世界知的所有権機関(WIPO)、日本特許情報機構(JAPIO)、ユーラシア特許庁(EAPO)、中国知識産権トレーニングセンター(CIPTC)</p>

**各国の特許文献引用の順位**

\* 出処：欧州特許庁(EPO)調査報告書、2008年EPO主管カンファランスで発表

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
1	US	US	US	US	US	US	US	US	US	US	US
2	EP	EP	EP	EP	EP	EP	EP	EP	EP	EP	EP
3	DE	DE	DE	DE	DE	DE	DE	WO	WO	WO	WO
4	JP	JP	JP	JP	WO	WO	WO	DE	DE	DE	DE
5	WO	WO	WO	WO	JP	JP	JP	JP	JP	JP	JP
6	GB	GB	GB	GB	GB	GB	GB	GB	GB	GB	GB
7	FR	FR	FR	FR	FR	FR	FR	FR	FR	FR	FR
8	CH	CH	CH	CH	CH	CH	CH	CH	CH	CH	CH
9	SU	NL	NL	NL	NL	SU	SU	CA	NL	NL	KR
10	NL	SU	SU	SU	SU	NL	NL	CA	CA	CA	NL
11	BE	BE	BE	DD	DD	CA	CA	SU	SU	KR	CA
12	DD	DD	DD	BE	BE	BE	BE	BE	BE	BE	CN
13	AU	CA	CA	AT	CA	DD	DD	AT	AU	SU	AT
14	AT	AT	AT	CA	AT	AT	AT	DD	AT	CN	BE
15	CA	AU	AU	RU	AU	AU	AU	CN	CN	AU	AU
16	RU	CN	CN	AU	RU	RU	KR	AU	DD	AT	SU
17	LU	RU	RU	CN	CN	CN	CN	KR	RU	DD	DD
18	CN	LU	SE	ES	ES	KR	RU	RU	KR	RU	RU
19	SE	SE	LU	IT	KR	ES	ES	ES	ES	ES	ES
20	IT	ES	IT	KR	IT	SE	IT	SE	SE	IT	SE
21	ES	IT	ES	LU	SE	IT	SE	IT	IT	SE	IT
22	CS	KR	CS	SE	LU	LU	RO	TW	TW	TW	TW
23	RO	CS	KR	RO	RO	BR	LU	LU	LU	LU	PL
24	KR	HU	BR	ZA	FI	RO	FI	FI	FI	PL	CZ
25	PL	RO	RO	FI	HU	HU	TW	DK	RO	FI	LU

## KIPRIS (特許情報検索サービス) の外国人の利用現状

(単位：回数)

区分	2009年	2010年	2011年	2012.8月現在
検索回数	724,081	961,501	1,209,798	2,574,438

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail: [kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム

